

アーティスト村での能美市からのお願い

アーティスト村は、旧辰口町が文化の啓蒙啓発を目的に、生涯芸術創作活動に邁進してもらうため、入居資格者や建築物の条件を付けてアーティスト活動をする方に宅地分譲した区域である。

この経緯を踏まえ、現在、芸術創作活動に従事また居住している住人の環境保全の観点から、能美市では土地の転売時または建築時等において、以下の事項をお願いするものです。

○アーティスト村の区域

能美市徳山町ナ1-7から1-20まで、湯屋町へ77-1から77-13まで、湯屋町へ82-2から82-4まで及び湯屋町ソ1-4から1-7まで

1. 土地は、芸術活動のアトリエ（住居部分も含む）や店舗建設用地として利用すること。
2. 建築物は、自己のアトリエや店舗及び居住の用途関連以外に使用しないこと。
3. 騒音、振動等周辺に迷惑を掛けないこと。

能美市土木部まち整備課

TEL 0761-58-2251